

## 屋 外 広 告 物 の 許 可 申 請 手 数 料

区分（許可期間）		手数料	
はり紙、はり札等 （1ヶ月以内）	50枚以下のもの	1件につき	240円
	51枚以上100枚以下のもの	1件につき	480円
	101枚以上のもの	1件につき 480円に100枚を超える枚数が100枚 までごとに240円を加算した額	
広告幕(広告旗を含む。) （原則3ヶ月以内）		1枚につき	500円
立て看板等 （原則2ヶ月または4ヶ月以内）	1㎡以内のもの	1個につき	360円
	1㎡を超えるもの	1個につき	720円
電柱類広告 （1年以内）	そで型のもの	1個につき	480円
	巻型のもの	1個につき	480円
移動広告物 （1年以内）	1㎡以内のもの	1個につき	600円
	1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき	1,200円
	3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき	1,800円
	6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき	2,400円
	10㎡を超えるもの	1個につき 2,400円に10㎡を超える面積が 5㎡までごとに800円を加算した額	
アドバルーン（1ヶ月以内）		1個につき	3,000円
建築物等の壁 面又は屋上に 表示し、又は 設置する広告 物等	特殊照明装置※ を使用するもの	1㎡以内のもの	1個につき 900円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき 1,800円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき 2,700円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき 3,600円
		10㎡を超えるもの	1個につき 3,600円に10㎡を超える面積が 5㎡までごと1,200円を加算した額
独立して地上 に表示し、又 は設置する広 告物等  （1年または 3年以内）	その他のもの	1㎡以内のもの	1個につき 600円
		1㎡を超え3㎡以内のもの	1個につき 1,200円
		3㎡を超え6㎡以内のもの	1個につき 1,800円
		6㎡を超え10㎡以内のもの	1個につき 2,400円
		10㎡を超えるもの	1個につき 2,400円に10㎡を超える面積が 5㎡までごとに800円を加算した額

※特殊照明装置とは、広告物等に使用する照明装置で、ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置をいう。